明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件の一部を改正する件（**総務**一〇）　一
○除籍が滅失した件（**法務**一九）　二
○除籍の一部が滅失した件（**同**二〇）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（**同**二一、二二）　二
○食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二〇）　二
○食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一）　三
○食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二二）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二三）　三
○国際連合工業開発機関工業投資促進事務所のための拠出に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（**同**二四）　三
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五）　三
○サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六）　三
○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二七）　三
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**一二）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**八四、八五）　四
○地すべり防止区域を指定する件（**同**八六～八九）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**四五～四七）　四
○通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示（**観光庁**一）　五
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**九）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**四国地方整備局**八）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**九）　七

〔人事異動〕

総務省　最高裁判所　三

〔官庁報告〕

労働　船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示一）　四

〔公告〕

諸事項

**官庁**

財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　五

**裁判所**

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七

**会社その他**

## 告示

**○総務省告示第十号**

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十二日から施行する。

平成二十六年一月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

第一項第一号中「午前五時十分(2)」を「午前五時十分」に、「午前八時二十分(2)」を「午前八時二十分」に改める。

**○法務省告示第十九号**

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月二十一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年一月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常入七百一番地　土屋門治郎

**○法務省告示第二十号**

大阪市住之江区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年一月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪市住之江区西加賀屋三丁目十六番地　片岡　助継